

5 ご案内



相談窓口

本店(甲府)および富士吉田支店にて、当協会職員による無料経営相談を実施しております。
経営改善・設備投資・新規開業など、経営に関するご相談を希望の方はお気軽にご連絡ください。



問い合わせフォーム

当協会のホームページでは、問い合わせメールフォームを設置しております。
ご意見・ご要望、ご相談など、お気軽にお問い合わせください。



問い合わせフォーム

フリーダイヤル
山梨県信用保証協会 0120-970-260

本店

〒400-0035
山梨県甲府市飯田二丁目2番1号(山梨県中小企業会館)

TEL:055-235-9700
FAX:055-232-0160

富士吉田支店

〒403-0004
山梨県富士吉田市下吉田二丁目31番14号

TEL:0555-22-0992
FAX:0555-22-0921



ホームページ
<https://cgc-yamanashi.or.jp>

山梨県信用保証協会



お気軽にご相談ください



*令和5年2月末時点の情報を掲載しています。*この用紙には古紙パルプが利用されています

ひらけ山梨!



企業の挑戦をサポートします！



山梨県信用保証協会

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。

山梨県信用保証協会
<https://cgc-yamanashi.or.jp>



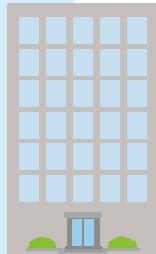
1

山梨県信用保証協会は、 公的な保証人として、 みなさまの資金調達をサポートします。

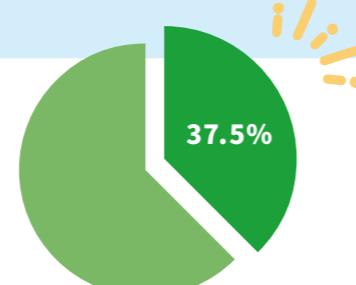
信用保証協会とは、「信用保証協会法」に基づく公的機関であり、
全国に51の信用保証協会があります。

中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関から
事業経営に必要な融資を借り入れる際に、
公的な保証人となることで、スムーズな資金調達を実現します。

山梨県信用保証協会 プロフィール



タモツさん



山梨県の中小企業・
小規模事業者の中
37.5% が
信用保証協会をご利用いただいている。

- 設立：昭和24年5月
- 人格：信用保証協会法に基づく認可法人
- 利用企業者：約11,000者
- 保証債務残高：約2,700億円

信用保証協会を利用するメリット



借入枠を拡大
することができます

長期の保証で経営を
サポートします

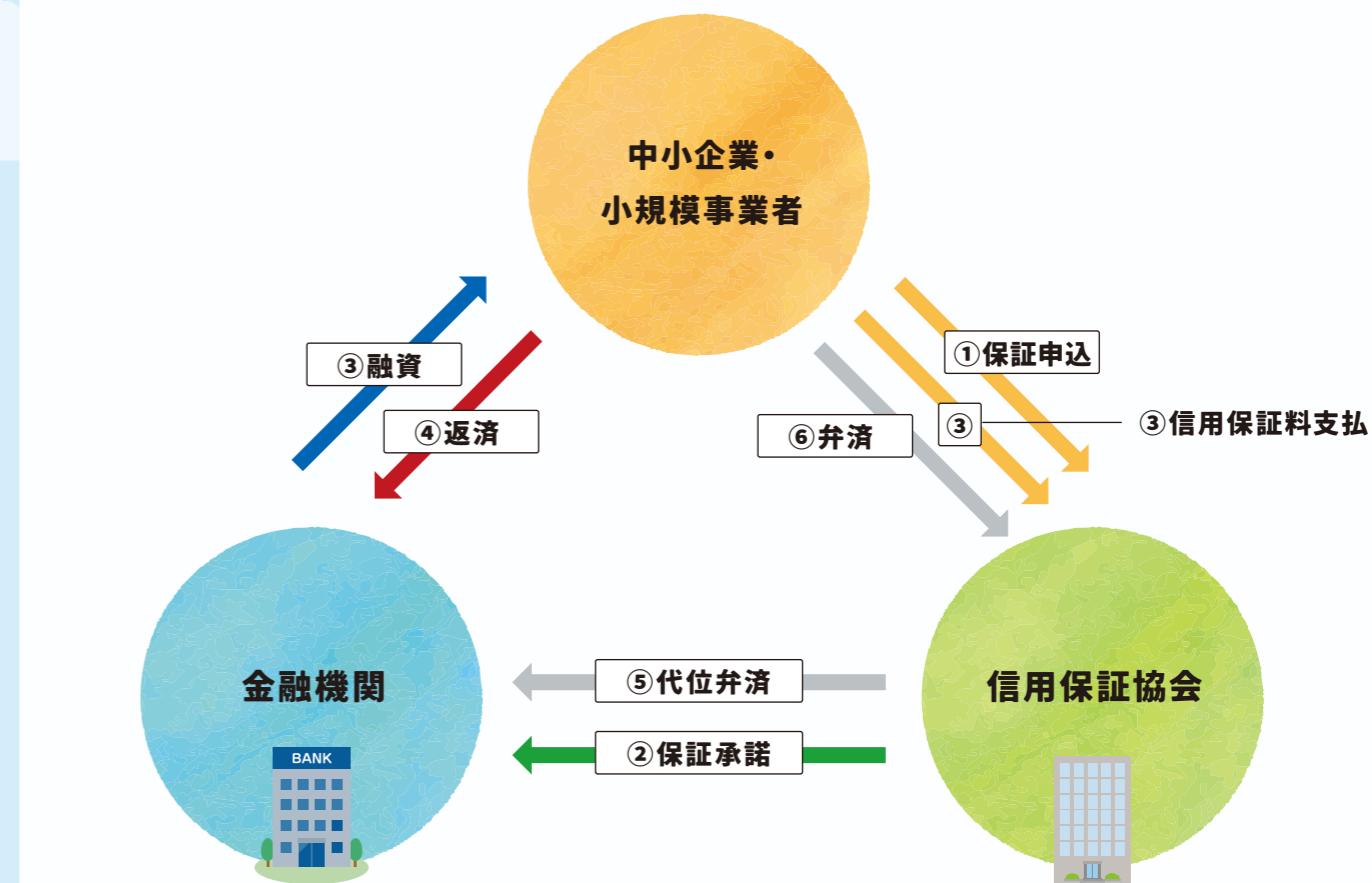
ニーズに応じた
資金調達が可能です

無担保(不動産担保)、
無保証人でのご利用が
可能です

山梨県や各市町村の
制度融資を
活用することができます

さまざまな
経営支援メニューを
活用することができます

信用保証制度のしくみ



①保証申込

②保証承諾

③融資

④返済

信用保証協会、あるいは
金融機関などの窓口へ
ご相談ください。

信用保証協会は、事業内
容や経営計画などを検討
し、保証の諾否を決め、
金融機関に連絡します。

保証承諾後、信用保証書
の交付を受けた金融機
関が融資いたします。
この際、信用保証協会へ
所定の信用保証料をお
支払いいただきます。

返済条件に基づき、借入
金を金融機関へご返済
いただきます。

ご返済が
できなくなつた場合

⑤代位弁済

⑥弁済

万一、何らかの事情でご
返済ができなくなつた場
合は、信用保証協会が借
入金を金融機関へ弁済
いたします。

信用保証協会へご返済
いただきます。

2

信用保証制度のご利用について



■ご利用いただけるお客さま

■所在地

個人	山梨県内に住居または事業所のいずれかを有している
法人	山梨県内に本店または事業所のいずれかを有している

■業種、企業規模

ほとんどの業種でご利用いただけます。個人の場合は、常時使用する従業員数が、法人の場合は、資本金または常時使用する従業員数のどちらかが下記に該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
製造業など(建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人等(※)	—	300人以下 (個人の場合は100人以下)

※原則として上表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。
※医療法人等とは、医業を主な事業としている一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人を含みます。

○許可等が必要な事業を営んでいる場合は、その許認可などを受けていることが必要となります。

○農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、

その他信用保証協会において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象となりません

当協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ、信用保証の対象としておりません
また、信用保証制度を悪用する行為を排除し、第三者が介在・介入する申込を取扱いいたしません。

■信用保証の内容

保証限度額	法人・個人 2億8,000万円
組合等	4億8,000万円
資金使途	事業の経営に必要な運転資金または設備資金
保証期間	保証制度によって異なる
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
担保	必要に応じて

■信用保証料

信用保証料(以下「保証料」という。)は、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。保証料は、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、9段階に区分された保証料率と借入金額・保証期間・返済方法などによって決まります。

【基本となる保証料率】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象制度(注1)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

(注1) 責任共有対象制度とは、信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業・小規模事業者の皆さまを支援することを目的として、平成19年10月1日から導入されたものです。

(注2) 次の①～②のいずれかに該当する場合は、区分⑤の料率が適用されます。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されておらず、貸借対照表および損益計算書がない方。

②事業開始後、最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がない方。

(注3) ご利用いただく保証制度により、個別に定める保証料率が適用される場合があります。

信用保証料の計算には、当協会ホームページをご活用ください。

山梨県信用保証協会 信用保証料シュミレーション



3

様々な取り組みを行っています。

これから事業を始められる方、事業拡大のために資金が必要な方、経営にお悩みがあり改善したい方、事業承継をお考えの方など、ニーズに応じた様々な取り組みを行っています。



創業支援

これから創業される方や、創業後間もない経営者の皆さまを積極的に支援させていただきます。創業前の多岐に渡るお悩み相談から、創業計画策定支援のサポート、創業後のアフターフォローまで、きめ細やかに対応させていただきます。



経営拡大支援

事業の成長段階に適した支援メニューを用意しております。中小企業診断士等の専門家(※1)の派遣を行っており、今後の事業展開や経営の拡大に向けた助言やサポートを行っております。また、販路拡大支援として、ビジネスマッチングに参加する際の支援を行っております。



経営改善支援

事業面や財務面の改善に向けた支援を実施しております。専門家による助言やサポート、支援機関と連携した経営改善計画の策定支援、経営サポート会議(※2)の提供など、お客様のニーズに応じた経営改善支援を行っております。



事業承継支援

「山梨県事業引継ぎ支援センター」と連携し、スムーズな事業承継が進むよう支援しています。また、事業承継時の資金需要に応じた各種保証制度もご用意しており、事業承継計画に基づいた対応を行っております。

4

信用保証協会Q & A

Q 保証の申し込みをした後、どのような審査がありますか？

A ご提出いただいた申込書類や確定申告書(決算書)等による書面審査に加え、必要に応じて、店舗や事務所を訪問させていただき、直接お話を伺うこともあります。

Q 赤字決算でも保証利用の検討をしてもらえるのですか？

A 赤字だけの理由で保証をお断りすることはありません。赤字の原因や対策を講じているかなど、経営姿勢も重視し、ご回答させていただいているます。

Q 事業を始めたばかりですが、相談にのってもらえるのですか？

A 創業をお考えの方から創業後間もない方まで、信用保証による金融支援と経営支援の両面でトータルにサポートしています。

Q 他県から店舗を移転させたばかりですが、山梨の信用保証協会は使えますか？

A ご利用できます。山梨県内への移転の理由、移転が事業に与える影響、今後の事業の見通しなどを確認させていただいているます。

Q 相談はどこに行けばいいのですか？持っていくものは何ですか？

A 国中地域のお客さまは本店(甲府)、郡内地域のお客さまは富士吉田支店が担当しますので担当事務所の窓口へお越しください。その際、直近2期分の決算書等をお持ちいただくより詳しい相談が可能になります。
また、ご本人確認のため、運転免許証等の身分証明書をお持ちください。

Q もっと詳しく山梨県信用保証協会のことが知りたいのですが…

A 山梨県信用保証協会のホームページでは、信用保証ご利用の方法、保証制度の紹介、経営に役立つ情報などを掲載しておりますので、ご覧ください。

山梨県信用保証協会



<https://cgc-yamanashi.or.jp>

(※1) 中小企業診断士の他にも、公認会計士やIT専門家、フードコーディネーター等の専門家を原則5回まで無料で派遣します。お客様が抱える課題に対して、専門家の助言やサポートが受けられます。

(※2) 当協会が事務局となり、取引金融機関や関係機関と一緒に会し、意見交換や金融支援策の協議を行う会議です。

